

## 静岡市改良住宅管理条例の一部改正について

静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例

静岡市改良住宅管理条例（平成15年静岡市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「及び第2項」を「、第2項及び第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 次条の規定により改良店舗等に入居できる者が入居しなくなった場合において、改良店舗等に入居することができる者は、入居の申込みをした日において市内に改良店舗等を必要とする者で、独立の生計を営むものでなければならない。
- 6 前項に規定するもののほか、市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき改良店舗等の数を著しく超える場合その他特に必要があると認めたときは、これらの資格について、制限を加えることができる。

第14条を第16条とし、第8条から第13条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「、「店舗」とあるのは「改良店舗等」と」を削り、同項を同条第2項とし、同条に次の2項を加え、同条を第9条とする。

- 3 改良店舗等に入居しようとする者及び入居した者については、静岡市営住宅条例第5条（第3号、第7号及び第8号を除く。）、第7条（第4項を除く。）、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第16条（第2項を除く。）から第22条まで、第33条、第34条（第2項、第6項及び第7項を除く。）及び第51条から第52条の2までの規定を準用する。この場合において、同条例第5条及び第9条の規定は、第5条の規定により改良店舗等に入居できる者が入居しなくなった場合に限り準用する。
- 4 前項の規定により静岡市営住宅条例の規定を準用する場合においては、同条例中「市営住宅」とあるのは「改良店舗等」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法第12条第1項に規定する

算出方法の例により算出した額」と読み替えるものとする。

第6条の次に次の2条を加える。

(入居者の選考)

第7条 第5条の規定により改良店舗等に入居できる者が入居しなくなった場合、改良店舗等の入居者は、公開抽選により決定する。

(家賃の決定)

第8条 改良店舗等の毎月の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法第12条第1項に規定する算出方法の例により算出した額の範囲内において、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。